

○筑紫野市パブリック・コメント実施要綱

平成20年1月22日
要綱第2号

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメントの実施に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）を策定する過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民とともに市政の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリック・コメント」とは、政策等を策定する過程で、当該政策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く公表し、これに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市内に住所を有する者
- (2) 本市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) その他パブリック・コメントに係る事案に利害関係を有するもの

（パブリック・コメントの対象範囲）

第3条 パブリック・コメントの対象とする政策等の案は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例等の制定又は改廃に係る案
 - ア 市の基本的な方針又は制度を定める条例等
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例等（金銭徴収に関する条項を

除く。)

(2) 市政全体又は各行政分野における政策の基本的事項を定める計画又は方針に係る案

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この要綱を適用しない。

(1) 公益上緊急に政策等を策定する必要があるため、パブリック・コメントを実施することが困難であるもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(3) 軽微な変更であると認められるもの

(4) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの

(5) この要綱に定める手続と類似した手続が法令又は条例等により定められていて、当該手続に従い、政策等を策定するもの

(政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の意思の決定を行う前に相当な期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案の趣旨、目的及び背景

(2) 政策等の案の概要

(3) その他政策等の案に付随する資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(実施の予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及びこれに付随する資料を公表する前に、次に掲げる事項を市のホームページ又は広報その他実施機関が適切と認める方法により、パブリック・コメントの実施を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間

(3) 政策等の案及びこれに付随する資料の入手の方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、意見等の募集に必要な事項

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から原則として30日以上の間を設けて、政策等の案についての意見等の提出を受けものとする。

2 前項の意見等の提出をしようとする場合において、個人にあつては住所及び氏名、法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明らかにするものとする。

3 第1項に規定する意見等の提出の方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

（意思決定に当たつての意見等の取扱い）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定に係る意思の決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定に係る意思の決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案の修正をした場合における当該修正の内容を公表するものとする。ただし、筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（意思決定過程の特例）

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及びこれに準じる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等により、政策等を策定するときは、パブリック・コメントを行わないで政策等の策定に係る意思の決定をすることができる。

（補則）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第4編 行政情報（筑紫野市パブリック・コメント実施要綱）

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に策定等の過程にある政策等であって、パブリック・コメントを実施する時間的余裕がないものについては、この要綱は適用しない。